

# 吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する書面)

令和 7 年 1 月 1 日

株式会社キッツ

令和7年1月1日

## 吸収合併に係る事後開示書面

東京都港区東新橋一丁目9番1号

東京汐留ビルディング

株式会社キッツ

取締役 代表執行役社長 河野 誠

当社と東洋バルヴ株式会社は、令和7年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、東洋バルヴ株式会社（以下「消滅会社」といいます）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。本合併について法令の定めに従い本書面を当社本店に備置いたします。

### 1. 本合併が効力を生じた日

令和7年1月1日です。

### 2. 消滅会社における手続の経過

#### (1) 株主の差止請求手続の経過

消滅会社は当社の完全子会社であったために、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

消滅会社は当社の完全子会社であったために、該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行していないために、該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議手続の経過

消滅会社は、令和6年8月21日付けの官報及び同日付の電子公告において、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申述された債権者はありませんでした。

### 3. 当社における手続の経過

#### (1) 株主の差止請求手続の経過

当社では、本合併は簡易合併であるために、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

当社では、本合併は簡易合併であるために、該当事項はありません。

#### (3) 債権者の異議手続の経過

当社は、令和6年8月21日付けの官報及び同日付の電子公告において、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議を申述された債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は効力発生日である令和7年1月1日をもって消滅会社の全ての資産、負債その他の権利義務を承継しました。

5. 消滅会社が会社法782条1項の規定により備え置いた書面に記載された事項

別紙の通りです。

6. 当社が本合併を原因とする変更の登記をした日

令和7年1月14日（予定）です。

以上

## 別紙

### 吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する書面)

令和 6 年 8 月 20 日

東洋バルヴ株式会社

令和6年8月20日

## 吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区東新橋一丁目9番1号

東京汐留ビルディング

東洋バルヴ株式会社

代表取締役社長 平 崇司

当社は、当社を吸収合併消滅会社、株式会社キッツ（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

### 1. 吸収合併契約の内容

別添の吸収合併契約書をご参照ください。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は当社の発行済株式の全部（自己株式を除く）を保有しており、当社の完全親会社に当たることから、合併対価の交付は一切行われません。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

### 4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

### 5. 計算書類等に関する事項

#### 5.1. 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提供しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

#### 5.2. 存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当事項はありません。

#### 5.3. 当社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当事項はありません。

### 6. 効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併により、当社は資産、負債、権利及び義務の一切を存続会社に引き継がせることとなりますが、当社と存続会社はいずれも最終事業年度末において資産超過であり、また、現在、本合併の効力発生日以降に存続会社の財務状況が悪化すると認められる事情もありません。以上から、本合併の効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みはあるものと判断しました。

以上

別添

吸収合併契約の内容



## 合併契約書

株式会社キッツ（以下「甲」という）と東洋バルヴ株式会社（以下「乙」という）は、甲が存続し、乙が解散する吸収合併（以下「本合併」という）に関し、次の通り契約する（以下この合併契約書を「本契約」という）。

1. 甲及び乙は合併し、甲は存続し、乙は解散する。
2. 本合併を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下の通りである。  
甲（存続会社）：株式会社キッツ  
東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング  
乙（消滅会社）：東洋バルヴ株式会社  
東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング
3. 甲は、本合併に際し、対価を一切交付しない。
4. 効力発生日は、令和7年1月1日とする。ただし、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。
5. 乙は、令和6年8月20日現在における貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぐ。
6. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為を為す場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを実行する。
7. 本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、甲及び乙は、協議の上、本契約に定める条件を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

8. 本契約に定めのない事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙がお互いに誠実に協議の上、決定する。

本契約の締結を証するために、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙が原本の写しを保有する。但し、本契約の成立を電磁的記録にて保管する場合、本契約及び合意の内容を電磁的記録により作成し、甲乙双方が合意の後、電子署名を付与し、甲乙各々が当該電磁的記録を保管する。

以上

令和6年8月20日

(甲)

株式会社キッツ

東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング

取締役 代表執行役社長 河野 誠



(乙)

東洋バルヴ株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング

代表取締役社長 平 崇司

